

師岡小学校いじめ防止基本方針

平成26年2月7日策定（平成30年2月9日改定）

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法 第2条】

(2) いじめ防止等に向けての基本理念

いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうるものであり特定の子どもの問題ではなく、どの児童も被害者、加害者になり得る可能性がある。児童、保護者、地域、児童相談所、警察等の関係機関と連携し、児童一人ひとりが「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校の実現のため、文部科学省及び横浜市基本方針を受け「いじめ防止対策推進法」をもとに師岡小学校いじめ防止基本方針を策定する。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

(1) 委員会の構成員

校長、副校長、教務主任、児童支援専任、主幹教諭、学年主任、養護教諭、いじめ児童指導部主任で構成する。また、必要に応じて心理や福祉等の専門家（学校カウンセラーやSSW等）に参加を求める。

(2) 委員会の運営

「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月に3回金曜日に開催する。また、いじめの疑いがあった段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

(3) 委員会の活動内容

いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

(1) いじめの未然防止

児童の健全な発達を促すため、問題対応型の取り組みではなく健全育成型の取り組みの実施を推進する。すべての教育活動に、一人ひとりが大切にされる意識を持たせる。児童の自主的な取り組みを実施、支援する。

(2) いじめの早期発見

Y-P アセスメントシートおよび「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用し、積極的かつ計画的に児童指導・学級経営を行う。学校生活アンケートの定期的実施と教育相談活動の充実を図る。子どもとの教育相談を行う週間「こども面談」の設定と実施をする。

(3) いじめに対する措置

いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針決定、記録を行う。児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援をする。保護者との連携、協力をする。警察署等関係機関、専門機関との連携も行う。

(4) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

①いじめの行為が少なくとも3か月以上止んでいること

②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

(5) 教職員等への研修

全ての教職員の共通認識を図るため、計画的に児童理解研修、いじめ防止対策研修を実施する。

(6) 学校運営協議会等の活用

学校での取組について説明する機会として、「まち」とともにあゆむ学校関係者懇談会、学校説明会などの機会を活用し、保護者や地域の方々の理解を深め、連携・協働して取り組むよう働きかける。

(7) 取組の年間計画

月	取組内容	
4月	年間計画と重点指導内容等の確認、引き継ぎ	児童理解研修 入学式 授業参観懇談会 地域訪問
5月	Y-P アセスメントシート いじめアンケート	個人面談 PTA 総会、学校説明会
6月	生活アンケート 防災体験授業	リハセンター学校訪問とコンサル 土曜参観 人権研修
7月	こども面談 横浜子ども会議（樽中ブロック） 情報モラル教室（6年生）	地区懇談会 主任児童委員さんとの情報交換会
8月	横浜子ども会議&少年サミット	
9月		授業参観懇談会
10月	もろおか音楽集会（全学年） なかよし全校遠足（全学年） 心のふれあいコンサート（5年生）	
11月	いじめアンケート こども面談 MOM【もろおか学びの会】（全学年）	学校評価アンケート リハセンター学校訪問 とコンサル 「まち」とともに歩む学校づくり 懇話会 児童理解研修
12月	人権週間 いじめ解決一斉キャンペーン	個人面談
1月	書き初め大会	
2月	薬物乱用防止教室（6年生）	「まち」とともに歩む学校づくり懇話会 主任児童委員さんとの 情報交換会
3月	年間の振り返り、新年度への引継ぎ	授業参観懇談会 青少年健全育成協議会
年間	学校いじめ防止対策委員会（月3回、随時）、総務会（毎朝）、職員会議（月1回）	

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき【いじめ防止対策推進法 第28条第1項第1号】

いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき【いじめ防止対策推進法 第28条第1項第2号】

(2) 発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCA サイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

付則

(1) この規則は、平成26年3月31日に制定し、平成26年4月1日から施行する。

(2) この規則を、平成29年3月20日に見直しを行い、改定する。

(3) この規則を、平成30年2月9日に見直しを行い、改定する。